廃棄物の分類

- 廃棄物
  - **産業廃棄物**
    - 事業活動に伴って生じた廃棄物であって廃棄物処理法で規定された20種類の廃棄物
    - 特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性のある廃棄物）
  - 一般廃棄物
    - 家庭系一般廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）
    - **事業系一般廃棄物**（事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの）
    - 特別管理一般廃棄物（廃家電製品に含まれるPCB使用部品、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染性一般廃棄物等）

産業廃棄物は、事業者自ら処理するか、処理できる許可品目を持った産業廃棄物処理業の許可業者へ処理を委託するなど適正に処理してください。
※産業廃棄物を中部清掃組合の施設へは持ち込みできません。持ち込みをされた場合は、廃棄物処理法により罰せられる恐れがあります。

事業系一般廃棄物とは、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物で、ここで言う事業活動とは事務所、店舗、飲食店、工場など営利を目的とするものばかりではなく、官公庁、病院、自治会、社会福祉施設などの営利を目的としない事業活動も含みます。

事業系一般廃棄物は、事業者自身の責任で適正に処理をする義務があります。処理の方法は、自ら処理するか、一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託をして処理をしなければなりません。
※事業系一般廃棄物をごみステーションに出すことはできません。

事業系一般廃棄物は、中部清掃組合日野清掃センター又は能登川清掃センターへ持ち込むことができます。
※中部清掃組合で処理できないごみは持ち込みできません。

事業所から出る「乾電池」
これは事業系一廃？産廃？

乾電池は基本的には産業廃棄物の20種類に該当する、金属くず（亜鉛缶、鉄製の外装）と汚泥（二酸化マンガンなど）の「混合廃棄物」です。
「業種を限定せず産業廃棄物となるもの（全事業所）」に該当するため、事業者がごみとして排出する場合は、産業廃棄物として処分しなければいけません。

Point

廃棄しようとする物の品名ではなく、使用されている材質に注目して、一廃か産廃かを見分ける必要があります。

産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分（詳細はお問い合わせください）

種類	具体的な対象例	排出事業所例	区分	
			一廃	産廃
燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの焼却物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃え殻、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
	紙くずを焼却した際の燃え殻、灰	全事業所	●	
汚泥	工場排水処理や各種製造工程で生じる泥状の物、道路側溝等の泥状物	全事業所		●
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所		●
廃酸	酸性の廃液を含むもので写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所		●
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当等のプラスチック製容器包装、プラ製品、ビニール袋、包装材、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料用ガラス製容器包装等	会社事務所等	●	
鉱さい	炉の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		●
産業廃棄物を処分するために処理したもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●
紙くず	包装材、段ボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	新聞紙、雑誌、段ボール、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙等	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	

種類	具体的な対象例	排出事業所例	区分	
			一廃	産廃
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材等	会社事務所、飲食店等	●	
		物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	測量杭・測量ポール	測量業	●	
	河川・道路管理等に伴う流木・木ぎれ	河川・道路管理者等	●	
	街路樹剪定木、庭木剪定木	造園業、園芸サービス業	●	
	間伐材	育林業	●	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構築物を含む）	全事業所		●
繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	繊維製品製造業	●	
	合成繊維くず（廃プラスチック類となる）	全事業所		●
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
動植物性残さ（生ごみ）	魚、獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等		●
		卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	●	
	賞味期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等	●	
動植物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、うさぎ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、うさぎ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	

◎産業廃棄物に該当するかどうかの詳細及びその処理については、滋賀県東近江環境事務所または（一社）滋賀県産業資源循環協会までお問い合わせください。

◎事業系一般廃棄物の処理については、東近江市環境部資源再生推進課までお問い合わせください。